

広告募集案内【定価制】
(施設広告掲出仕様書)

中央図書館内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	中央図書館エレベーター内壁面広告
施 設 概 要	中央図書館に設置している来館者用エレベーター2基内の壁面 屋外広告物には該当しません。
所 在 地 (場 所)	横浜市中央図書館（横浜市西区老松町1）
利 用 者 数 ・ 利 用 者 層	令和4年度、令和5年度、令和6年度の入館者数はそれぞれで 83万人、64万人、66万人となっており、世代問わず多くの市民の方が利用して います。
広 告 設 置 場 所	中央図書館エレベーター内壁面2基分（側面スペース）
広 告 掲 出 期 間	1枠目：令和8年4月1日～令和8年9月30日 2枠目：令和8年10月1日～令和9年3月31日

■広告内容

掲出場所	スペース (横×縦)	枠数	広告料 (1枠税込)
エレベーター内壁面	420mm×594mm (A2サイズ)	2枠 (1枠でエレベーター2基分 で掲出可能です。 枠毎に掲出期間が異なりま す。)	20,000円

※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。

■広告掲載期間

期間	掲載開始日	掲載終了日	申込終了日
4月～9月	令和8年4月1日（水曜日）	令和8年9月30日（水曜日）	令和8年1月30日（金曜日）
10月～3月	令和8年10月1日（木曜日）	令和9年3月31日（水曜日）	令和8年7月31日（金曜日）

※2枠両方のお申込みもいただけます。

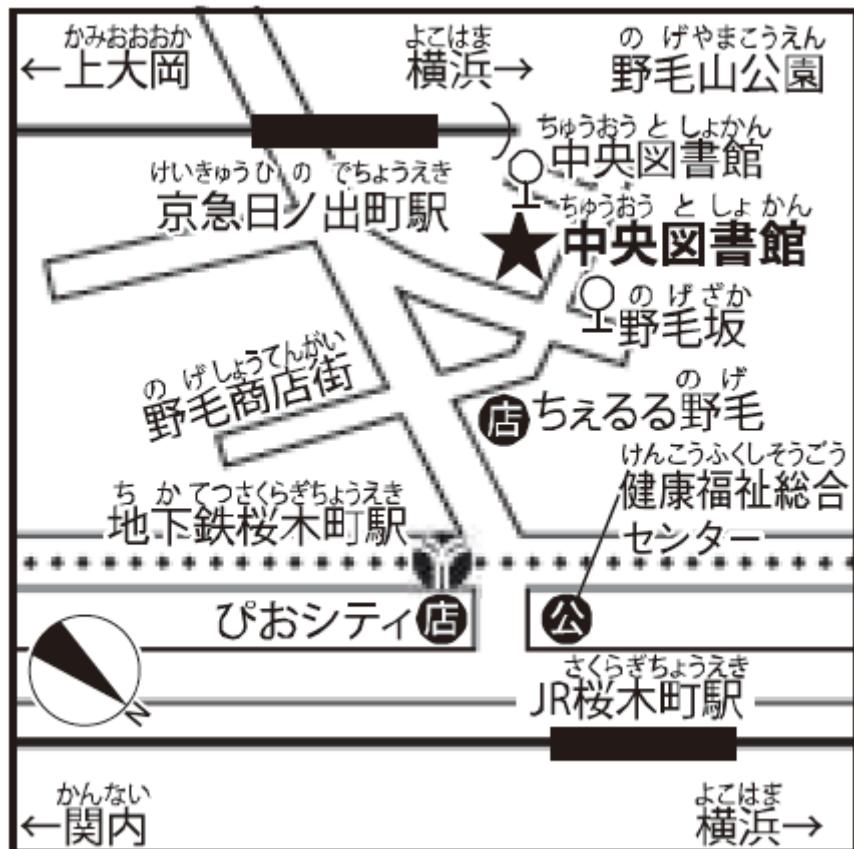
■広告掲出にあたっての留意点

広 告 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象が横浜市職員限定の広告 ・特定の図書に関する広告
広 告 の 制 作 等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年4月1日（水）からの掲出については、令和8年3月10日（火）まで、令和8年10月1日（木）からの掲出については、令和8年9月9日（水）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。広告内容の入れ替えがある場合は、掲出開始の10営業日前までに広告原稿を提出し、内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査の上修正が必要になった場合、掲出開始の3営業日前までに審査が完了した広告原稿を提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご留意ください。 ○広告の掲出及び撤去作業は、横浜市で行います。横浜市で用意したマグネットで壁に張り付くフレームに入れて掲出します。審査が完了次第、郵送または直接ご提出ください。郵送の場合、送料は広告掲出事業者負担になります。掲出開始日は、土日祝日以外の図書館の開館日になります。 ○広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。なお、容易に棄損等しないよう、ラミネート加工を必須とします。
財 産 の 使 用 許 可	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（月額480円（税抜き2基分））をお支払いいただく必要があります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出前に、目的外使用許可申請の上、使用料及び広告料の納付を行ってください。 ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○点検作業や電力不足など行政運営上やむを得ない事情により、エレベーターの稼働時間や台数を変更することがありますので、ご了承ください。 ○広告掲出期間内に図書館内の工事を実施する可能性があります。工事を実施の場合、一定期間全面休館する可能性があります。 連続する15日を超えて全面休館する場合、返金対応（納入済みの場合）または広告料（納入前の場合）を変更させていただきます。 ○エレベーターは地下1階から5階まで稼働します。（2台とも2階には止まりません） 工事を実施の場合、一部フロアを閉鎖する可能性がありますので稼働するフロアが変更となる可能性があります。 ○広告掲出後、自己都合による取り下げの場合、返金対応はいたしません。

■申込み

申込条件	広告代理店のほか、広告主自らのお申込みも可能です。
申込方法	申込書を持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締めきります。同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、広告料の総額が高い方を優先とします。同額の場合は横浜市が抽選を行い、決定します。※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。(午後5時25分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時25分までに受領した申込書と同順となります)
募集開始日	令和7年12月10日(水)
申込期間	令和7年12月10日(水)～令和8年7月31日(金)17時25分
申込先	(担当課名) 横浜市教育委員会事務局企画運営課 (所在地) 〒220-0032 横浜市西区老松町1 (TEL/FAX) TEL 045-262-7334 /FAX 045-262-0052 (Eメール) ky-libkoukoku@city.yokohama.lg.jp

■地図

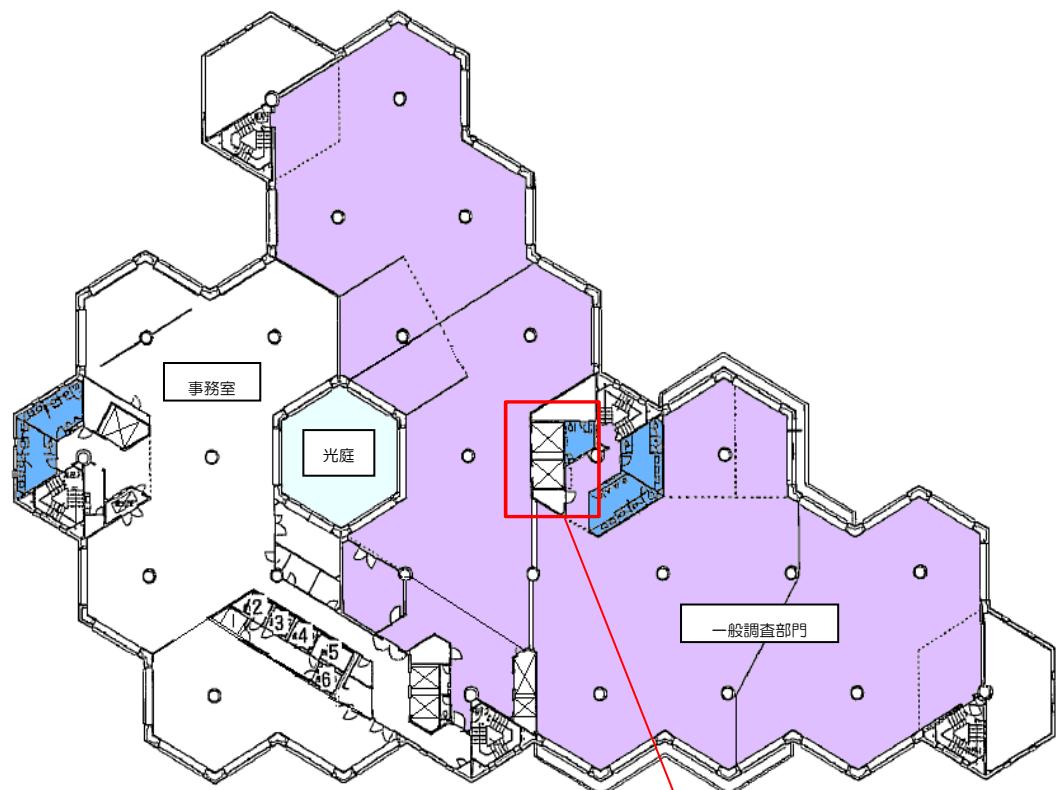


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

広告掲出場所：エレベーター入って左側の壁面（エレベーターパネルの横：2台とも同じ場所）



エレベーターの場所（3階）



広告掲出場所（エレベーター）

広告掲載申込書（施設広告：定価制）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申込者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL /FAX
		Eメール	
	業種・事業内容		
ホームページ URL			

※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。

広告主	所在地	〒 -
	ふりがな 名称	
	業種・事業内容	
	ホームページ URL	

申込内容	募集対象事業名称	中央図書館エレベーター内壁面広告	
	掲載希望期間	<input type="checkbox"/> 令和8年4月から令和8年9月まで <input type="checkbox"/> 令和8年10月から令和9年3月まで ※2枠両方のお申込みもいただけます。	
	個人情報の収集	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」） <input checked="" type="checkbox"/> 収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）

誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。
------	--

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）